# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金関係事務 全項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

所沢市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報 保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

埼玉県所沢市長

### 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

#### 公表日

[令和7年5月 様式4]

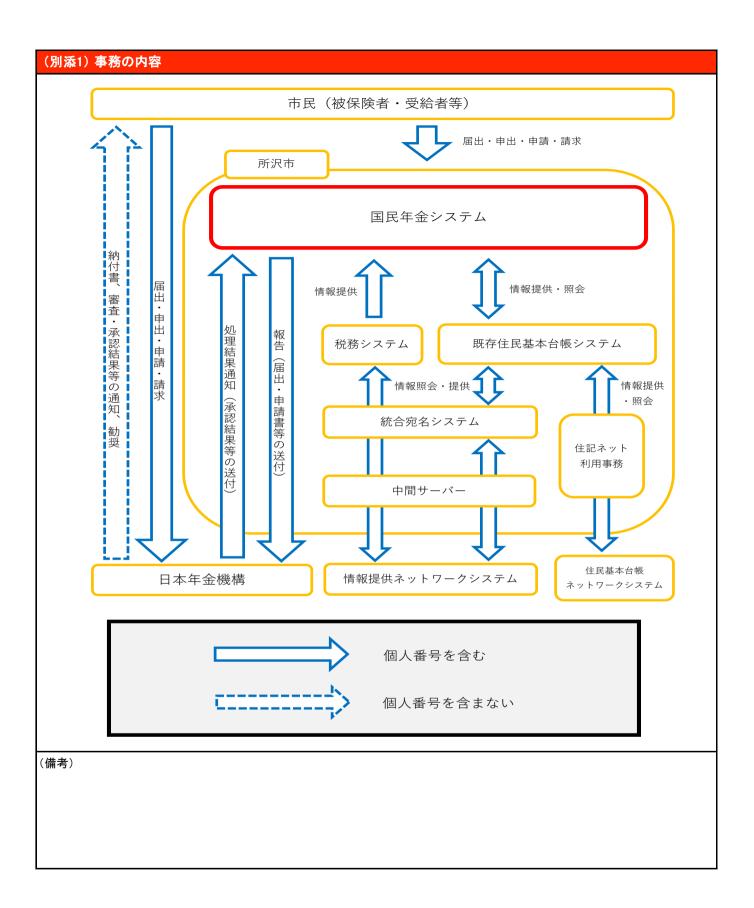
# 項目一覧

Ι	基本情報
(	別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(	別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(	

I 基本情報	
1. 特定個人情報ファイル	ンを取り扱う事務
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の内容 ※	国民年金法等に基づき、以下の事務を行う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という)の国民年金被保険者関係届書の受付及び日本年金機構への報告 ②被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ③被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構への報告 ④生活保護(生活扶助)の受給等による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ⑤老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金の年金請求受付及び日本年金機構への報告
③対象人数	<選択肢>
2. 特定個人情報ファイル	<b>レを取り扱う事務において使用するシステム</b>
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	①届出情報の登録・修正機能 届出により資格取得等の登録処理を行う。また、登録内容に変更があった場合に修正を行う。 ②被保険者の住民記録異動情報の反映 住民記録情報において、転入、転居、転出、死亡等の異動が発生した場合に年金事務に必要な情報 の取り込みを行う。 ③住民税情報の反映 住民税情報より年金事務に必要な情報の取り込みを行う。 ④被保険者情報の照会機能 登録されている被保険者の資格得喪、住民記録、住民税等の各種情報を照会する。 ⑤日本年金機構への進達帳票の作成 端末にて登録された各種届書情報及び住民記録異動情報をもとに、日本年金機構への進達帳票を作成する。 ⑥保険料免除等申請に係る確認書作成機能 保険料免除等審査に必要な受付情報の登録及び所得情報を印字した確認書を作成する。 ⑦所得情報提供依頼に係る機能 日本年金機構が実施する免除審査に対して必要な所得情報を提供する。 ⑧年金請求受付処理 年金請求者からの届出により、年金請求情報の受付処理を行う。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ O]住民基本台帳ネットワークシステム [ O]既存住民基本台帳システム [ O]宛名システム等 [ O]税務システム [ ]その他 ( )
3. 特定個人情報ファイル	名
国民年金情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイル	を取り扱う理由
①事務実施上の必要性	国民年金等に関する事務を掌握する日本年金機構が個人番号を使用した事務を行うため、日本年金機 構に処理対象者の特定個人情報を提供する必要がある。

国民年金情報ファイル							
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由							
国民年金等に関する事務を掌握する日本年金機構が個人番号を使用した事務を行うため、日本年金機 構に処理対象者の特定個人情報を提供する必要がある。							
②実現が期待されるメリット 個人番号を活用することにより、日本年金機構において年金記録の適正な管理が可能となり、被保限等(受給者を含む)の住所変更等の手続きの省略や各種手続きにおける住民票等の添付書類の省略と、被保険者等の負担軽減につながることが見込まれる。							
5. 個人番号の利用 ※							
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 9条第1項 別表の46の項							

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※							
①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠							
7. 評価実施機関における	7. 評価実施機関における担当部署						
①部署	市民部 市民課 国民年金担当						
②所属長の役職名 市民課長							
8. 他の評価実施機関							



#### 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 国民年金情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ Γ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢) 1) 1万人未満 1) 170人木綱 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ②対象となる本人の数 「 10万人以上100万人未満 ] 住民基本台帳に登録されており個人番号を有する者及び住民基本台帳に登録されていない住登外者 ③対象となる本人の範囲 ※ で個人番号を有する者のうち、国民年金関係事務を行う上で必要となる者 国民年金関係事務処理を行う上で対象の住民に関して事務処理の基礎として利用するため。 その必要性 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 [ 100項目以上 ] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 •識別情報 [〇]個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ 〇 ] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [〇]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [ 〇] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ 〕国税関係情報 「 O ] 地方税関係情報 ]健康•医療関係情報 Γ ] 医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 〕生活保護・社会福祉関係情報 「 〕介護・高齢者福祉関係情報 Γ ] 雇用·労働関係情報 [ 〇 ] 年金関係情報 [ ]学校·教育関係情報 ] 災害関係情報 ] その他 ( ) :識別情報:対象者を正確に特定するための記録 ・連絡先等情報:対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のため記録 その妥当性 業務関係情報:国民年金等の各種事務処理を行うために必要な情報として記録 全ての記録項目 別添2を参照。 5保有開始日 平成28年1月1日 ⑥事務担当部署 市民部 市民課 国民年金担当 3. 特定個人情報の入手・使用 [ 〇 ] 本人又は本人の代理人 [〇]評価実施機関内の他部署 (市民税課 「O]行政機関·独立行政法人等 ( 日本年金機構 ①入手元 ※

)

] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( (

[〇]その他 (地方公共団体情報システム機構

] 民間事業者

②入手方法			[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ						
			[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム						
			[  ]情報提供ネットワークシステム						
			[ <b>O</b> ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム )						
③入手の時期・頻度			【本人又は代理人】 被保険者等から国民年金等に関する届出が提出された都度、入手する。 【日本年金機構】 日本年金機構から送付される処理結果等により入手する。 【他業務】 住基システムの異動情報を即時連動(個人番号含む) 税情報については、年一回入手する。						
④入手に係る妥当性			【本人又は代理人】 番号法第9条第1項 別表の46の項に規定され、国民年金法、国民年金法施行令に規定されている申請や届出。 【日本年金機構】 日本年金機構からの処理結果一覧は、被保険者等の正確な資格などを管理するため。 【他業務】 被保険者からの届出等の際、住所などの確認や転出・死亡などの情報による資格喪失処理及び免除申請の受理等を行う必要があるため。						
⑤本人へ	の明示		使用目的を文書又は口頭で本人に明示したうえで入手する。						
⑥使用目	的 ※		①市町村における事務処理(日本年金機構への連携ファイルへの個人番号出力など)を行うため。 ②番号を利用した本人特定を実施するため。						
	変更の妥当	性							
	使用 <del>i</del> ※	部署	市民部 市民課 国民年金担当、各サービスコーナー(3ヶ所)、各まちづくりセンター(10ヶ所)						
⑦使用の	主体使用	者数	<選択肢>						
⑧使用方法 ※			①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認及び本人特定 ②番号法第9条第1項 別表の46の項の事務における各種帳票への個人番号の記載 ③4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに検索を行う。 ④住登者の再転入、住登外者の転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用 ⑤番号法第9条に基づく個人番号の利用						
情報の突合 ※ 情報の統計分析 ※ 権利利益に影響を 与え得る決定 ※		*	①国民年金情報ファイルを更新する際には、受領した本人に関する更新データと既存のデータを個人番号や基礎年金番号をもとに突合する。 ②本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、提示を受けた本人確認書類と国民年金情報ファイルを個人番号や基礎年金番号をもとに突合する。						
		分析	特定個人番号を用いた統計分析は行わない。						
			該当なし						
⑨使用開始日			平成29年4月1日						

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託						
委託の有無 ※		[       委託する       ]       <選択肢>         1) 委託する       2) 委託しない         (       1) 件						
委託事項1		国民年金システムの保守・運用						
①委請	<b>壬内容</b>	国民年金システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等						
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部						
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上						
	その妥当性	システムの安定稼働のために、専門的な知識を有する民間事業者に委託している。						
③委言	<b>モ先における取扱者数</b>	<選択肢>						
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙         [ O ] その他 (市民課内端末の直接操作 )						
⑤委詞	<b>毛先名の確認方法</b>	所沢市情報公開条例に基づき、委託先名の公開請求ができる。						
<b>⑥委</b> 詞	<b>托先名</b>	富士通Japan株式会社						
<del>-</del>	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない						
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託承諾申請書、技術者選任申請書、誓約書の提出						
	⑨再委託事項	宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム 運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等						
5. 粮	定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・	移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない						
提供	先1	厚生労働大臣(日本年金機構)						
①法*	<b>令上の根拠</b>	番号法第9条第1項 別表の46の項、国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2						
②提供先における用途		①国民年金被保険者の異動情報の確認 ②保険料免除等、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の年金請求の審査、決定 ③保険料免除等や各種給付の審査、決定のための所得情報の確認						
3提6	<b>共する情報</b>	①国民年金被保険者の異動情報 ②保険料免除等、年金請求等(老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等)に関する情報						
④提信 本人の	共する情報の対象となる 数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤提位 本人の	共する情報の対象となる )範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上						

⑥提供方法		[ ]情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線	
		[ ]電子メール	[ 〇 ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除	<b>(</b> 。)
		[ ] フラッシュメモリ	[〇]紙	
		[ ]その他 (		)
⑦時期·頻度		①定例的なもの(週次・月次・年次) ②	受理後、随時	
移転先1				
①法令上の根拠	<u>L</u>			
②移転先におけ	る用途			
③移転する情報	ł			
④移転する情報 本人の数	の対象となる	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる			
		[ ]庁内連携システム	[ ] 専用線	
⑥移転方法		[ ]電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除	<b>〈</b> 。)
○49#47] /云		[ ] フラッシュメモリ	[ ]紙	
		[ ]その他 (		)
⑦時期·頻度				
6. 特定個人情	青報の保管・	消去		
6. 特定個人情	青報の保管∙∶	<所沢市における措置> ①生体認証により入退室管理を行ってし	る部屋に設置した、施錠されたラック内のサーバーに	二保管す
6. 特定個人情		く所沢市における措置> ①生体認証により入退室管理を行ってしる。 ②サーバーへのアクセスは、ID/パスワ ③紙の帳票類については、執務室内の館 く中間サーバー・プラットフォームにおけ ①中間サーバー・プラットフォームは、デバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置にもデータベース上に保存される。	ードによる認証及び生体認証が必要となる。 建のかかる保管庫で管理している。 る措置> ータセンターに設置しており、データセンターへの入館 された中間サーバーのデータベース内に保存され、バ	言及びサー
		<所沢市における措置> ①生体認証により入退室管理を行ってしる。 ②サーバーへのアクセスは、ID/パスワ ③紙の帳票類については、執務室内の領 〈中間サーバー・プラットフォームにおけ ①中間サーバー・プラットフォームは、デバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置でもデータベース上に保存される。  〈選 1) 14 2 4) 34 7) 64	ードによる認証及び生体認証が必要となる。 建のかかる保管庫で管理している。 る措置> ータセンターに設置しており、データセンターへの入館 された中間サーバーのデータベース内に保存され、バ 駅肢> F未満 2)1年 3)2年	言及びサー <b>、</b> ックアップ
①保管場所 ※		<の沢市における措置> ①生体認証により入退室管理を行っている。 ②サーバーへのアクセスは、ID/パスワ ③紙の帳票類については、執務室内の領 〈中間サーバー・プラットフォームにおけ ①中間サーバー・プラットフォームは、デバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置はもデータベース上に保存される。  【選注】 「定められていない」 イ)34 7)64 10)5	ードによる認証及び生体認証が必要となる。 建のかかる保管庫で管理している。 る措置> ータセンターに設置しており、データセンターへの入館 された中間サーバーのデータベース内に保存され、バ 択肢> F未満 2) 1年 3) 2年 F未満 2) 4年 6) 5年 F以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以	記及びサー バックアップ 以上 労働省(日
①保管場所 ※	期間	<の沢市における措置> ①生体認証により入退室管理を行ってしる。 ②サーバーへのアクセスは、ID/パスワ ③紙の帳票類については、執務室内の領 〈中間サーバー・プラットフォームにおげ ①中間サーバー・プラットフォームは、デバー室への入室をは、サーバー室に設置にもデータベース上に保存される。  【選話を表していない 】 (1) 13 (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	ードによる認証及び生体認証が必要となる。 建のかかる保管庫で管理している。 る措置> ータセンターに設置しており、データセンターへの入館 された中間サーバーのデータベース内に保存され、が 駅肢> 手未満 2) 1年 3) 2年 5) 4年 6) 5年 耳以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以 こめられていない 子年限の定めはないが、年金記録については、厚生労め、法定受託事務を行う当市においては、市の文書管 が、法定受託事務を行う当市においては、市の文書を を持ている。	記及びサー バックアップ 以上 労働理規則 ・・・・・・・・ プ
①保管場所 ※	期間	<の沢市における措置> ①生体認証により入退室管理を行ってしる。 ②サーバーへのアクセスは、ID/パスワ ③紙の帳票類については、執務室内の領 〈中間サーバー・プラットフォームにおげ ①中間サーバー・プラットフォームは、デバー室への入室をは、サーバー室に設置にもデータベース上に保存される。  【選話を表していない 】 (1) 13 (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	ードによる認証及び生体認証が必要となる。 建のかかる保管庫で管理している。 る措置> ータセンターに設置しており、データセンターへの入館された中間サーバーのデータベース内に保存され、が 釈肢> 手未満 2) 1年 3) 2年 5) 4年 6) 5年 耳以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以 どめられていない 第年限の定めはないが、年金記録については、厚生労め、法定受託事務を行う当市においては、市の文書管 が、法定受託事務を行う当市においては、市の文書を をある。 をおよれるため、通常、中間サーが特定個人情報を消去することはない。 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事	記及びサー バックアップ 以上 労働理規則 ・・・・・・・・ プ

#### (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

国民年金情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称 名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情報、 14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名力ナ情報、16. 基本名検索力ナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行 政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード 29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留 期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、 43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番 号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付 先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、60. 送付先氏名検索カナ情 報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親 番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付 先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人 コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世 带減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金 融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口振済通知出力区分、 96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付 用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組 合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関 連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当 者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

<年金基本>

宛名番号 基礎年金番号

く資格情報>

基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 取得理由 喪失日 喪失事由 喪失理由

<付加情報>

基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報

<免除情報>

基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 申請結果情報 免除終了情報 法免消滅情報 送付日 学校情報

<老齢年金受付>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 年金請求情報

<障害年金受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 年金請求情報 診断書情報

<遺族年金受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 年金請求情報 請求者情報

<老齢福祉年金受付情報>

宛名番号 証書番号 年金請求情報

# Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①窓口において、届出内容の確認と本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の個人情報を入手しないように防止している。 ②システム連携により入手するものについては、個人を特定する番号を介しており、対象者以外の情報を入手しないよう防止している。						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	①情報入手の際は、所定の書式を利用することにより、必要以外の情報を入手することを防止している。 ②システムにおいても、必要な情報以外の入力・閲覧をできないようにしている。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 不適切な方法で入事							
リスクに対する措置の内容	①システムを利用する職員を限定し、ID・パスワード・生体認証による本人確認を行い、情報照会の記録が保持される仕組みとなっている。 ②システム利用者抹消(人事異動等)の状況が発生した場合は、所属長が速やかに削除依頼を、権限者に行う運用となっている。						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク						
入手の際の本人確認の措置 の内容	窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。						
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード等の提示により、本人確認を行う。 特別な事情により、個人番号カード等の提示がない場合は、既に登録された宛名情報の基本4情報との 照合等により確認を行う。						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ②入力、削除及び訂正作業に用いた届出書、申請書等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	①提出された届出書、申請書等は、鍵付の書庫に保管され、当該届出書、申請書等に係る電子データは国民年金システムの運用支援を委託する業者が管理するクラウドサーバー上に保管される。 ②システム端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に置き、のぞき見防止フィルターを使用している。						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_							

3. 特定個人情報の使用									
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク									
宛名システム等におり の内容	ける措置	②個人番号 号が含まれ	利用業務はない情報の	以外又は個 Dみを提供 <sup>-</sup>	人番号で するよう	E必要としな こアクセス制		情報の要求があ <b>\</b> る。	人番号を表示しない。 らった場合は、個人番
事務で使用するその(ステムにおける措置の		庁内の他の 行われない		いらアクセス	できない	よ <b>う</b> 適切な	アクセス制御	を講じており、	目的を越えた紐づけは
その他の措置の内容		_							
リスクへの対策は十分	か	[	十分であ	る	]	<選択肢> 1)特に力を 3)課題が死	・ E入れている 浅されている	2) 十分	である
リスク2: 権限のない	者(元職	員、アクセス	権限のない	ハ職員等)に	こよってス	下正に使用る	されるリスク		
ユーザ認証の管理		[ 行って	こいる ]			<選択肢> 1) 行ってい		2) 行っ	ていない
具体的な管理	方法								当てるとともに、IDとパ 能となっている。
アクセス権限の発効・管理	失効の	[ 行って	こいる ]			<選択肢> 1)行ってい	る	2) 行っ	ていない
具体的な管理	方法	①発行管理 ②失効管理				き、権限を更	「新、削除して	いる。	
アクセス権限の管理		[ 行って	こいる ]			<選択肢> 1) 行ってい		2) 行っ	ていない
具体的な管理	方法	権限表を作	成し、権限	の更新・削		て記録して	いる。		-
特定個人情報の使用	の記録	[ =====================================	は録を残して	こいる	]	<選択肢> 1) 記録を死		2) 記録	を残していない
具体的な方法		操作履歴(ブバックアップ					期間、安全な	場所に施錠管理	埋している。
その他の措置の内容		_							
リスクへの対策は十分	か	[	十分であ	る	]	<選択肢> 1)特に力を 3)課題が死	・ E入れている 浅されている	2) 十分	である
リスク3: 従業者が事	幕務外で(	使用するリス	ク						
リスクに対する措置の	)内容	①操作履歴 ②情報セキ				録する。			
リスクへの対策は十分か		[	十分であ	る	]	<選択肢> 1)特に力を 3)課題が死	・ E入れている 浅されている	2) 十分	である
リスク4: 特定個人情	<b>「報ファイ</b>	ルが不正に	複製される	リスク					
リスクに対する措置の	リスクに対する措置の内容 既存の住基システム端末(国民年金システム端末を含む)から住民基本台帳ファイルの複製は、シスム上できない仕組みになっている。 委託先における無許可のデータ複製を禁止している。情報セキュリティについて研修を行う。								
リスクへの対策は十分	- <u></u>	[	十分であ	る	]		・ E入れている 浅されている	2) 十分	である
特定個人情報の使用	における	その他のリス	スク及びそ	のリスクに	対する措	置			
その他、特定個人情報	の使用に	に当たり、以	下の措置を	ーー E講じる。	+ 88 t = 1 -	4 U.#=+D.# :	+ 11 - 1.		

- ①スクリーンセーバの利用や離席時の画面ロックを行うなど、長時間にわたり情報を表示させない。 ②一定時間端末が操作されない場合、自動的にログオフする設定とする。

4. 特	定個人情報ファイルの	り取扱いの委託			し 」 委託しない
委託党 委託党 委託党	たによる特定個人情報の	不正入手・不正な使用に関す 不正な提供に関するリスク 保管・消去に関するリスク 引等のリスク	るリスク		
情報仍	<b>呆護管理体制の確認</b>	①委託先の社会的信用(プラ 基準を引き続き満たしている。 ②委託先に対し、従業者の教	ことを適時码	在認するとともに、その言	
	固人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[ 制限している	]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法	①委託先の業務体制を書面に	こて提出さ		管理を行い、操作を制限している。
特定値いの記	国人情報ファイルの取扱  録	[ 記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	アクセスログを保存している。			
特定個	固人情報の提供ルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	①委託先から他者への個人性 ②委託元は、事前に通知する		を禁止している。	いて報告を求めることができる。
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	①データの授受に際して記録 ②委託先が特定個人情報を ③委託元は、事前に通知する	目的外に使	用することは、契約上類 人情報の取扱状況につ	き止されている。 いて報告を求めることができる。
特定個	固人情報の消去ルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	より消去しなければならない。			モ元に返却又は復元が不可能な方法に いて報告を求めることができる。
	2約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容			よる事前の同意が必要	第三者提供の禁止、④再委託の禁止 )、⑤事故等の報告、⑥検査監督権
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな	っている 2) 十分に行っている い 4) 再委託していない
	具体的な方法	①再委託先に対し、委託先と ②委託元は、事前に通知する			B約において義務付けている。 いて報告を求めることができる。
その他	也の措置の内容	_			
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリス	スク及びその	のリスクに対する措置	
_					

5. 特	定個人情報の提供・移転	妘(委訂	や情報提供ネットワーク	ウシステム	なを通じた提供を除く。)	[ ]提供・移転しない
リスク	11: 不正な提供・移転か	「行われ	るリスク			
特定( の記録	固人情報の提供・移転 录	[	記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	提供に	ついてログを保存する。			
	園人情報の提供・移転 るルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	提供先	からのデータ利用申請る	を求め、和	刊用に関して法的根拠等を判	断し、提供を行う。
その作	他の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	12: 不適切な方法で提供	供・移転	が行われるリスク			
リスク	パに対する措置の内容	適切に	制御された庁内ネットワ	一クによ	り提供を行う。	
リスク	2への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	73: 誤った情報を提供・	移転して	こしまうリスク、誤った相手	手に提供	・移転してしまうリスク	
リスク	パに対する措置の内容	:国民 <sup>4</sup> び訂正 提供さ :誤った :紙(原	を行った者以外の者がそれることを防止する。 -相手に提供してしまうり -相手に提供されないよ・ 本)による情報提供	、削除及確認する。 スクに対う、庁内選	び訂正を行う際には、整合性等、必ず入力、削除及び訂正する措置 連携システム等において制御 内容・送付先等の確認を行い	
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定付する措		委託や情	情報提供ネットワークシス	テムを通	近に提供を除く。)におけるそ	の他のリスク及びそのリスクに対
ク」又(	年金機構に対し、紙媒体 よ「書留」を利用し、正しく 、電子媒体の送付にあた	(送付さ	れたことが確認できるよう	うにしてい	いる。	、配達記録を追跡可能な「ゆうパッ
	情報提供ネットワークシ 71: 目的外の入手が行				[〇]接続しない(入号	F) [O]接続しない(提供)
	に対する措置の内容	124002				
リスク	<b>ツ</b> への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	72: 安全が保たれない	方法によ	って入手が行われるリス	スク	, <u>p</u> ,,, <u>c</u> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
リスク	に対する措置の内容					
リスク	<b>ク</b> への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク5: 不正な提供が行われ	1るリスク 1						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク6: 不適切な方法で提供	țされるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	してしま	<b></b> きうリスク				
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及	びその「	リスクに対する措置				
7. 株中原 1. 棒积 6. 原签:	<b>*</b> <del>-</del>						
7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク1: 特定個人情報の漏			<選択肢>				
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない	]	1) 特に力を入れて遵守してい 3) 十分に遵守していない	る 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない			
②安全管理体制	[ 十分に整備している	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	る 2) 十分に整備している			
③安全管理規程	[  十分に整備している	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	る 2)十分に整備している			
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[ 十分に周知している	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい 3) 十分に周知していない	る 2) 十分に周知している			

⑤物理的対策		[	十分に行	行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って		2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	②バックス ③サーバ ④記録媒 <中間サ ①中間サ び施錠管	はによりアップはが アップはが で一室には をかべいで でいだする で理をもる	リサーバー室/ 施錠管理された ま監視カメラを 書類は、執務。 プラットフォー プラットフォー	た場所に 設置して 室内の鍵 ムにおけ ムをデー	のかかる保管庫で る措置> タセンターに構築し	、設置場所への	の入退室者管理、有人監視及 :用の領域とし、他テナントとの
<b>⑥技</b> 術	<b>斯的対策</b>	[	十分に行	行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って	て行っている いない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	新種の不 新のもの ②既存住 操作ログ く中間サ リークを とともに、 ②中間サ	ュータウゥ ご正プロクラック を基シション・ション・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	イルス監視ソファラムに対応する。 テム等を利用でする。 プラットフォープラットフォーンで包括的に保 がアットフォー	「るために できる職員 ・ムにおけ ・ムではい ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ムでは、 ・ ・ ・ ・ ・ く ・ く ・ く ・ く ・ く ・ く く ・ く	こ、ウイルスパター: <ul><li>さ特定し、個人ごの</li><li>る措置&gt;</li><li>「M(コンピュータウ</li><li>き置)等を導入し、フ</li><li>ウイルス対策ソフト</li></ul>	レファイルは定 とにIDを割り当 イルスやハッキ アクセス制限、f を導入し、パタ	スチェックを実施する。また、期的に更新し、可能な限り最て、操作履歴(アクセスログ・シングなどの脅威からネット 浸入検知及び侵入防止を行う・
7/15	クアップ	[	十分に行	行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に行って		2) 十分に行っている
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[	十分に行	行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に行って		2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[ 発	き生あり	]		<選択肢> 1) 発生あり		2) 発生なし
	その内容	たため、3 (2)職員:	3,611名 が14名(	の個人情報の の親族の個人	D漏えい <i>0</i> .番号を不	つおそれの事案が 正に取得し、所得	発生した。 状況等を調 <mark>べ、</mark>	要求型サイバー攻撃)を受け 扶養している事実がないにも 行い、不正に利得を得た。
	再発防止策の内容	委し(2)住行住び住利住のように、次民うに共和党の主義のは、のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは	にあたり 乗本 本受け帳 を本して帳 を本して帳 を本して帳 を本してもしています。	、情報漏えい :策を実施した ネットワークシ ネットワークシ こから行う。ま ネットワークシ 限されることに	等への対 ステム及 ステムのたステムのたステムを こついて、	策が充分であるか び統合宛名システ 職員による閲覧及 複数の再発防止策 閲覧する職員に対 教育・研修にてみ び統合宛名システ	、引続き定期的 ムの操作は、 び閲覧の範囲 を実施する予り し、閲覧は業務 めて注意喚起	8上必要な場合に限られ、目的
⑩死者	皆の個人番号	[	保管l	している	]	<選択肢> 1) 保管している		2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の	——— )個人番 <del>:</del>	号と同様の方法	法により任			
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[	十分	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され	ている	2) 十分である

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスク	クに対する措置の内容 住基法に基づき、正確な記録を確保する。					
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリ	スク			
消去	手順	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	手順の内容	保存期間が経過した消除者に 保存期間が経過した申請書等		ータは、システム更新等の機会 処理によって廃棄している。	に一括して消去している。	
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びその	リスクに			

### Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監査						
①自己点検		[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的なチェック方法	<当市における措置> 年に一回以上、担当者が評価書の記載内容通りの運用がされているか確認を行い、必要に応じて運用の見直しを図る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。				
②監査		[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な内容	<当市における措置> 内部監査を定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。				
2. 彼	業者に対する教育・	<b>各発</b>				
従業者	者に対する教育・啓発 -	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な方法	<当市における措置> ①情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する新聞記事を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。				

#### 3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラ シの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現 する。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
①請求先		郵便番号359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 受付窓口:所沢市役所1階 市政情報センター 04-2998-9206					
②請求方法		指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。					
	特記事項	_					
③手数料等		(三無料       (選択肢>         (手数料額、納付方法:       (手数料額、納付方法:					
④個人情報ファイル簿の公表		[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名	国民年金関係ファイル					
	公表場所	所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所1階 市政情報センター					
⑤法令	令による特別の手続	_					
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等		_					
2. 特	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先		所沢市役所 市民課 国民年金担当 04-2998-9095					
②対応方法		国民年金関係事務に係る特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せを受けた際は、対応について記録を残す。					

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	市ホームページ等でパブリックコメントを実施する旨を公表し、広く住民等からの意見を募集する。
②実施日・期間	令和7年11月20日 ~ 令和7年12月19日
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の	)承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

## (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明